

吹田市立図書館の管理運営に関する規則現行・改正対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(分室の位置)</p> <p>第2条 <u>千里図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>名称 吹田市立千里図書館北千里分室</u></p> <p>(2) <u>位置 吹田市古江台4丁目2番D-7</u></p> <p>2 <u>山田駅前図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>3 <u>分室の開室日及び開室時間は、別に定める。</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 図書館(健都ライブラリーにあつては、閲覧室に限る。)の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、木曜日及び金曜日については、午前10時から午後8時(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日に当たるときは、午後6時)までとする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。</u></p> <p>(図書館資料の貸出し)</p> <p>第5条 -----略-----</p> <p>2 <u>中央図書館は、本市内における団体又は個人に対し、自動車文庫による図書館資料の貸出しを行うことができる。</u></p>	<p>(分室の位置)</p> <p>第2条 山田駅前図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 図書館(<u>北千里図書館を除くものとし</u>、健都ライブラリーにあつては、閲覧室に限る。)の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、木曜日及び金曜日については、午前10時から午後8時(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日に当たるときは、午後6時)までとする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 <u>北千里図書館の開館時間は、午前10時から午後8時までとする。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。</u></p> <p>(図書館資料の貸出し)</p> <p>第5条 -----略-----</p>